

令和2年分 扶養控除等の一覧表

作成:水野会計事務所

扶養控除等の一覧表				控除名	配偶者				扶養親族	所得者						
					配偶者の所得金額		所得者本人の所得金額				扶養親族の所得金額	所得者本人の所得金額				
							A	B		C			0円～	2,400万円超	2,450万円超	2,500万円超
							0円～	900万円超～		950万円超～		1,000万円超	48万円以下	2,400万円以下	2,450万円以下	2,500万円以下
超	以下	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下												
配偶者	同一生計配偶者	70歳以上	昭和26年1月1日以前生まれ	配偶者控除①	0	～	480,000	480,000	320,000	160,000						
		70歳未満	昭和26年1月2日以後生まれ	配偶者控除②	0	～	480,000	380,000	260,000	130,000						
	その他	障害者控除の適用はできません。		配偶者特別控除	③	480,000	～	950,000	380,000	260,000	130,000					
					④	950,000	～	1,000,000	360,000	240,000	120,000					
						1,000,000	～	1,050,000	310,000	210,000	110,000					
						1,050,000	～	1,100,000	260,000	180,000	90,000					
						1,100,000	～	1,150,000	210,000	140,000	70,000					
						1,150,000	～	1,200,000	160,000	110,000	60,000					
						1,200,000	～	1,250,000	110,000	80,000	40,000					
						1,250,000	～	1,300,000	60,000	40,000	20,000					
	1,300,000	～	1,330,000	30,000	20,000	10,000										
障害者	1級又は2級の障害者等(障害者手帳)精神障害者は1級寝たきり、重度の精神薄弱者等		特別障害者					400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000		
	同一生計配偶者または扶養親族で、次のいずれかの者と同居している特別障害者 ①所得者、②所得者の配偶者、③生計を一にするその他の親族		同居特別障害者の障害者控除加算					+350,000	+350,000	+350,000	+350,000	+350,000				
	障害者手帳 (注-6)		その他の障害者					270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000		
扶養親族	70歳以上	昭和26年1月1日以前生まれ	所得者又は配偶者の直系尊属でかつそれらの者と同居	同居老親等								580,000				
			その他	老人扶養親族								480,000				
	23歳から69歳	昭和26年1月2日から平成10年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族								380,000				
	19歳から22歳	平成10年1月2日から平成14年1月1日生まれ		特定扶養親族								630,000				
	16歳から18歳	平成14年1月2日から平成17年1月1日生まれ		その他の控除対象扶養親族								380,000				
0歳から15歳	平成17年1月2日以後生まれ		年少扶養親族								0					
ひとり親控除	事実婚でなく、かつ所得が5百万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいること		ひとり親									350,000 (所得要件あり)	0	0	0	
寡婦	事実婚でなく、かつ所得5百万円以下で、所得者が女性で、死別であること 事実婚でなく、かつ所得が5百万円以下で、所得者が女性で、離別であり、子以外の扶養親族があること		寡婦 (ひとり親以外)									270,000 (所得要件あり)	0	0	0	
勤労学生	所得が75万円以下、かつ不労所得が10万円以下 専門学校等の学生の場合は、証明書添付要(高校、大学は不要)		勤労学生									270,000 (所得要件あり)	0	0	0	
				基礎控除								480,000	320,000	160,000	0	

注-1 同居特別障害者加算は特別障害者控除に加算できる。

注-2 扶養親族の所得要件は、合計所得金額48万円(資産所得も含む)以下。

注-3 同居老親等の要件は、所得者又はその配偶者との同居に限っているし、「直系尊属」である。よって、「おじ」、「おば」は、だめ。

注-4 同居特別障害者は、所得者、所得者の配偶者又は生計を一にするその他の親族と同居している者をいうから、同居老親等より範囲が広い。

注-5 ひとり親の扶養所得要件を満たす子には、事業専従者控除又は青色専従者の適用を受け、扶養親族になれなかった子を含む。

注-6 年少扶養親族でも特別障害者、障害者、同居加算はできる。

注-7 本人の所得が1,000万円を超えたことにより配偶者控除を受けられなかったとしても、特別障害者、障害者、同居加算はできる。

注-8 控除対象配偶者とはABCの①②をいう。

注-9 源泉控除対象配偶者とは、Aの①②③をいう。

子ども、特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除(マイナスは0円、最高15万円)

$$=(給与収入金額-850万円) \times 10\%$$

要件 1 平成10年1月2日以後に生まれた扶養親族を有する者
または要件 2 本人、同一生計配偶者、または扶養親族が特別障害者である者

(給与所得控除の調整額です。所得控除ではありません)

給与所得と年金所得との双方を有する者に対する所得金額調整控除(マイナスは0円)

$$=給与所等控除後の金額(最大10万円) + 公的年金等々の雑所得の金額(最大10万円) - 10万円$$

(給与所得控除の調整額です。所得控除ではありません)